

学校において予防すべき感染症について

保健部

出席停止の対象となる疾病は以下のとおりです。治療に必要な期間は出席停止とし、再登校の際には医師による治癒証明を提出してください。ただし、インフルエンザについては保護者による『罹患証明書』の提出をもって治癒証明に替えることができます。

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	* (欄外)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	感染=出席停止ではありません。 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が緊急的に措置をとることができる。
		ウィルス性肝炎	
		手足口病	
		伝染性紅斑	
		ヘルパンギーナ	
		マイコプラズマ感染症	
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	
		アタマジラミ	
		伝染性軟属腫(水いぼ)	
		伝染性膿痂疹(とびひ)	

* エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ